

## 評価に当たっての留意事項

2

4 SDGs 未来都市等について、提案又は関係事業を行う団体（提案又は実施を  
6 予定しているものも含む。以下「提案者等」という。）が、自治体SDGs 推進  
8 評価・調査検討会（以下「検討会」という。）の委員に接触することも想定され  
10 るところであるが、評価の透明性、公平性を確保するため、以下の対応をお願い  
12 する。

8

- ・ 検討会の委員におかれては、提案者等との接触を避けていただく。
- 10 ・ 事務局から提案者等に対し、検討会の委員への接触を控えるよう依頼する。
- 12 ・ SDGs 未来都市等の公募期間中及び選定期間中に、万一、提案者等から検討  
14 会の委員への選定に関する陳情等があった場合は、応募された事業は無  
16 条件で審査及び採択対象から除外する。
- 18 ・ 提案者等に密接な関係をお持ちの方は、当該提案に係る評価をご辞退いた  
16 だく（検討会の委員の方々に自己申告をお願いする。）。

16 ※例えば、団体又は協議会の構成員であること、研究・調査等委託契約を請  
18 け負っていること、研究室等が資金提供を受けていることなど。

- 18 ・ SDGs 未来都市等の提案後、提案資料を事務局において精査し、提案に密  
16 接な関係があると判明した場合も当該提案に係る評価をご辞退いただく。

評価・審査辞退届

委員 \_\_\_\_\_

No.	提案者名	提案者等との関係
例	〇〇市	〇〇市の△△に関する協議会の構成員である。(平成□年～) 〇〇市から、☆☆に関する研究・調査委託契約を請け負っている。(平成■年～平成◆年まで)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		